

会員各位

荒井商事株式会社
アライオークシヨングループ

重要

オークシヨン規約 改定のご案内

拝啓 深秋の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりアライオークシヨンに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度アライオークシヨン総合機械(建機・バイク)規約の一部改訂を実施致します。

今後とも、オークシヨンがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

導入日 2024年12月1日(日)

内容 【規約改定】

1. アライオークシヨン総合機械規約(建機)

記載内容の追加・変更 (改定箇所前後比較)

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
	IV.出品規定-1.取引条件 (11)出品申込後に出品者の都合により出品の取消を申し出、当社が取消を承諾した場合には、当社は出品者に対して、出品料と同額を取消手数料として請求できるものとし、また、出品準備に関わる費用(洗車費用、バッテリー交換費用、フォークリフト使用料金、バッテリー充電料金、ナンバー取外し手数料、他)を別途請求できるものとします。
	IV.出品規定-2.出品申込方法 (3)出品機械の査定(出品検査)及び移動の際に、燃料不十分・バッテリー不具合・洗車必要と当社が判断した場合は、出品者に事前通告することなく、当社が有償にてその処置(燃料補給・バッテリー交換・洗車)をすることができ、当該処置に伴って発生した費用は出品者に請求するものとします。 ※費用については別紙参照 尚、バッテリーを交換した場合、当社は、その裁量にて出品機械に設置されていたバッテリーを出品者に返却、又は、同バッテリーを処分できるものとし、処分する場合には出品者は同バッテリーの所有権を放棄したものとします。

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
	<p>IV. 出品規定-3. 出品不可条件</p> <p>当社は、本項に定める各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当社が別に定める場合を除き、出品不可とすることができます。尚、出品者は、出品機械が、本項(1)号から(7)号のいずれかに該当するにもかかわらず出品され、成約となった場合には、出品者が善意無過失であっても、当社はキャンセルその他、当社が必要と考える措置をとることができるものとし、出品者は落札者が被った一切の損害(逸失利益および違約金等を除く)を賠償しなければならないものとし、この場合、落札者は、当社が出品不可と判断せずに出品させたことに関して、当社に対して一切の請求をできないものとし、また、本項(2)号及び(7)号に該当する出品機械が出品され、成約となった場合には、出品者は当該機械の取得経緯などを記載した当社指定の報告書を、当社に提出するものとし、報告書提出後、当社裁定により取引停止などの処分を科せるものとし、</p>
	<p>VII. 契約の解除-1. 所有権等の疑義と契約解除</p> <p>(5) 落札者が本項第(1)号の申立に際して売買契約を解除する意思を示さなかった場合において、落札者が申立日を起算日として 30 日以内に解除の意思を示さなかった場合には、当該売買契約は解除することができないものとし、落札者は当社及び出品店に対してなんらの請求もできないものとし、</p>
	<p>VII. 契約の解除-1. 所有権等の疑義と契約解除</p> <p>(6) 落札者が本項第(1)号の申立をした場合、当該売買契約が解除されない場合であっても、出品者は当社が定める違約金を支払うものとし、</p> <p>※別紙参照</p>
<p>VII. 契約の解除-2. その他出品不可条件と契約解除</p> <p>(2) IV. 1 項(2)号から(4)号は、前号による解除の場合にも適用されるものとします。</p>	<p>VII. 契約の解除-2. その他出品不可条件と契約解除</p> <p>(2) IV. 1 項(2)号から(6)号は、前号による解除の場合にも適用されるものとします。</p>

2. アライオークション総合機械規約 別紙(建機)

記載内容の追加 (追加箇所は赤字表記)

<違約金>

項目	料金
成約後 1 時間以内のキャンセルで落札価格が 200 万円未満の機械・車両	100,000 円
成約後 1 時間以内のキャンセルで落札価格が 200 万円以上 500 万円未満の機械・車両	200,000 円
成約後 1 時間以内のキャンセルで落札価格が 500 万円以上の機械・車両	300,000 円
支払遅延による売買契約解約	落札金額の 25%
名義変更を怠り出品者及び旧所有者にトラブルが発生した場合	50,000 円及び実費
出品者及び旧所有者等に迷惑をかけた場合	50,000 円及び実費
VII. 1 項 (6) 号が適用される場合	50,000 円

3. アライオーション総合機械規約(バイク)

記載内容の追加・変更 (改定箇所前後比較)

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
<p>第2章. 出品-第4条 (出品車両基準)</p> <p>3 落札者が事故現状車及び現状車・冠水車の表示がされた車両を落札した場合は、現況を承認して落札したものとして、クレーム等を申し出ることは出来ないものとします。</p>	<p>第2章. 出品-第4条 (出品車両基準)</p> <p>3 落札者が事故現状車及び現状車・冠水車の表示がされた車両を落札した場合は、現況を承認して落札したものとして、クレーム等を申告することは出来ないものとします。</p>
	<p>第4章. 書類-第9条(移転登録・抹消登録)</p> <p>10 抵当権設定車(解除不能)・差押え車(囑託設定登録)・盗難車等、法的に問題車と判明したときは、出品が善意無過失であっても、出品者は落札者の負った損害金すべてを支払うものとします。またクレーム申告期限は無期限とします。尚、上記トラブルが発生した場合は、当社の裁定に従うものとします。</p>
<p>第7章. 契約の解除-第18条 (重大な契約不適合による契約解除)</p> <p>1 落札車両について、次の各号の一つに該当する事由が存する場合には、落札者はそれぞれの項目に定められた日数内に限り売買契約を解除することができるものとします。尚、落札車両が、差押え車、盗難車、抵当権設定車(解除不能)、犯罪関与車、などの所有権移転に法的問題のある車両であった場合、クレーム期限は無期限とします。(ペナルティの対象となります)</p>	<p>第7章. 契約の解除-第18条 (重大な契約不適合による契約解除)</p> <p>1 落札車両について、次の各号の一つに該当する事由が存する場合には、落札者はそれぞれの項目に定められた日数内に限りクレームを申告できるものとします。尚、落札車両が、差押え車、盗難車、抵当権設定車(解除不能)、犯罪関与車、などの所有権移転に法的問題のある車両であった場合、クレーム申告期限は無期限とします。(ペナルティの対象となります)</p>
	<p>第7章. 契約の解除-第18条 (重大な契約不適合による契約解除)</p> <p>2 前項にかかわらず、落札者は、当社にクレーム申告をした後30日以内に限り、売買契約を解除できるものとし、当該期限を経過した場合には、落札者は当社及び出品者に対してなんらの請求もできないものとします。</p>
	<p>第7章. 契約の解除-第18条 (重大な契約不適合による契約解除)</p> <p>5 落札者が第1項のクレーム申立をした場合、当該売買契約が解除されない場合であっても、出品者は当社が定める違約金を支払うものとします。</p>

以上